



熊本県公報

号外 第 4 9 号
平成 28 年 5 月 13 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 条 例
- 熊本県財産条例の一部を改正する条例…………… (財産経営課) 1
- 規 則
- 熊本県知事の職務代理人に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県財産条例の一部を改正する条例

- 1 平成 28 年熊本地震の被災者に対する災害救助法第 2 条の規定に基づく救助として供与される応急仮設住宅の買入れについては、議会の議決を要しないこととした。(附則第 2 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 28 年 5 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 2 号

熊本県財産条例の一部を改正する条例
熊本県財産条例(昭和 39 年熊本県条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。
附則第 2 項を次のように改める。

- 2 第 3 条の規定は、平成 28 年熊本地震による災害の被災者に対する災害救助法(昭和 22 年法律第 1 1 8 号)第 2 条の規定に基づく救助として供与される同法第 4 条第 1 項第 1 号の応急仮設住宅であって予定価格 7, 0 0 0 万円以上のものの買入れについては、適用しない。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

熊本県知事の職務代理人に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 28 年 5 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 9 号

熊本県知事の職務代理人に関する規則の一部を改正する規則
熊本県知事の職務代理人に関する規則(昭和 39 年熊本県規則第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 副知事 田嶋徹

附 則
この規則は、平成 28 年 5 月 14 日から施行する。